

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	指定給水装置工事事業者関連事務事業				事業コード	1215
担当課等	所属名	上下水道局 給排水課			担当係名	
	課長名	上下水道局 給排水課	担当者名	上下水道局 給排水課	電話番号	6132

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード 5
	基本事業	給水サービスの向上	コード 2			関連予算 費目名
	特記事項					
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 昭和35年度～)				
事務事業の概要	指定給水装置工事事業者の指導・育成を図るため、年2回程度の研修会を行っている					
根拠法令等	盛岡市水道事業給水条例					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
昭和35年から盛岡市水道事業給水条例によって、給水装置工事は、その工事が適切に行われるよう水道事業管理者が指定した者(指定給水装置工事事業者)が施行することが定められている。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
市民から指定給水装置工事事業者の資質の向上を図る要望があった。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
景気が低迷している社会状況の中、給水装置工事の件数が減少しているにもかかわらず、指定給水装置工事事業者は平成10年4月施行の水道法の改正を受け、年々増加傾向にあるので、工事事業者の倒産等による市民とのトラブルが増加する可能性がある。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	・指定給水装置工事事業者 ・指定を受けようとする給水装置工事事業者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 指定給水装置工事事業者数	単位	者
				B. 給水装置工事の承認件数	単位	件
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・指定給水装置工事事業者の新規指定申請及び変更届等の受付・審査・指定証の交付 ・代表者会議の開催 ・盛岡市水道給水工事等連絡協議会の開催 ・新規指定給水装置工事事業者説明会の開催 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同様・厚生労働省通達に伴う研修会の実施	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 代表者会議参加業者数	単位	者
				B. 承認前に施行した工事件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	指定給水装置工事事業者の指導・育成を図ることにより、水道利用者への安全で安定した供給を維持する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 会議への参加率(代表者会議参加業者数/指定給水装置工事事業者数)×100 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				B. 承認前の工事発生率(承認前に施行した工事件数/給水装置工事の承認件数)×100 【指標の性格:○ 上げる ● 下げる ○ 維持する】	単位	%
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	利用者の理解と信頼が確保される	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	公道内鉛製給水管解消率(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	指定給水装置工事業業者数	者	192	193	203	200	203	203	27 年度 210
対象 指標B	給水装置工事の承認件数	件	4189	3786	3786	3811	3811	3811	27 年度 3811
対象 指標C									年度
活動 指標A	代表者会議参加業者数	者	111	134	203	142	203	203	27 年度 203
活動 指標B	承認前に施行した工事件数	件	10	0	0	0	0	0	27 年度 0
活動 指標C									年度
成果 指標A	会議への参加率(代表者会議参加業者数/指定給水装置工事業業者数)×100	%	57.8	69.4	100	71.0	100	100	27 年度 100
成果 指標B	承認前の工事発生率(承認前に施行した工事件数/給水装置工事の承認件数)×100	%	0.23	0	0	0	0	0	27 年度 0
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	85	41	152	152	130	85	*****
財源	④国	千円							*****
内訳	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円	85	41	152	152	130	85	*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	85	41	152	152	130	85	*****
延べ業務時間数		時間	874	748	748	748	748	748	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	3,496	2,992	2,992	2,992	2,992	2,992	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	3,581	3,033	3,144	3,144	3,122	3,077	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくていいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 市民サービス・技術の向上を目指した指定給水装置工事事業者の指導・育成に向けた取り組みの強化。説明会等の開催回数の増を検討する
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 説明会等の開催回数を増やすことで事務量も増加するが、賃賃料無料の施設等の借り上げ等、経費の増大を抑える

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 例年実施している代表者会議、及び新規指定給水装置工事事業者を対象とした業務の説明会のほかに、指定制度の改正に伴い指定給水装置工事事業者研修会を三年に一度開催するため、盛岡広域圏の8水道事業体との調整が必要である。
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☒ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 ・水道法による指定給水装置工事事業者制度に関する事務は、安全な水を安定して供給するため、継続する必要がある。 ・お客様が安心して給水装置工事を依頼できるように、指定給水装置工事事業者の指導育成を強化する。	